

審査の結果の要旨

氏名 岡辺 重雄

わが国では都市計画法・建築基準法の集団規定を通じて市街地の建築物の用途・配置・形態等を規制する方式を採用しているが、現行の方式では、具体的な市街地の空間像を措定した上で、それに対応した用途・形態規制の組合せを各々の地域に対して課すことを通じて、想定する市街地空間像を積極的に実現（または保全）するという機能（この研究では、これを「地域制規範」と呼んでいる）を十分に果たしているとはいえない状況にある。本研究は、1968年～1970年のわが国の都市計画法・建築基準法の大改正に向けて構想され、外的な要因によって採用されずに終わった革新的な建築基準法大改正案の可能性と限界を検討することを通じて、わが国の市街地空間形成方式の基本的な問題点を明らかにするとともに、その改善の方向性を展望したものである。この1970改正案（1967-68）に関する資料は、当時、法改正の検討を担当した建設省の担当官（蓑原敬氏）により保存されていたものであり、これまで研究の対象にされてこなかったものである。

第1章で研究の背景・目的を述べた後、第2章では「建築法制史における1970改正案の位置付け」として、（1）市街地建築物法（1919）に構造的課題の原点があること、（2）1950年建築基準法制定時は集団規定改正を見送ったこと、（3）実際の1970年改正建築基準法は、1970改正案（1967-68）が行政組織上の内部事情により放擲された結果として成立したこと、等を指摘した上で、現行の建築基準法は、今日なお1919市街地建築物法の構造的問題を継承していることを指摘している。

第3章～第7章では、1970改正案（1967-68）の規制方式について、用途規制、形態規制、建築の手続き制度、道路問題、集団規定の目的とする空間像の明示、の各側面に区分し、各章で検討している。

結論部（第 8 章）では、1970 改正案（1967-68）の総括的評価として、1970 改正案（1967-68）は、集団規定を地域制規範に即した方式に再構築しようとした先駆的な案であるとして、これを評価している。ただし、市街地の建築物が高層高密度化し、同一地域内に多様な形態の建築物が混在化してしまった、今日、当時の改正案と同様の地域制カテゴリーを導入することは、市街地の現状と想定市街地像が大きく乖離してしまうことから、不適切であるとしている。

その上で、1970 改正案（1967-68）の基底にある理念を検討し、今日、集団規定を改善する上での示唆を得ようとしている。

具体的には以下の 3 点を指摘している。

（1）地域制により措定される市街地像は、都市の風土・歴史・文化に応じて、本来、多様なものである。こうした多様な市街地像に応じた地域制カテゴリーを設定しうる集団規制の体系とするため、国と地方の役割分担により多様な地域制カテゴリーを定めうる制度構造を提示していること。

（2）地域制カテゴリーごとの用途・形態規制基準の設定にあたり、対象市街地の空間の質をまず措定し、その空間の質を実現しうる用途・形態規制基準を定めようとしていること。すなわち現存する市街地空間から帰納的に定めた規制基準のセットではなく、求める市街地の性能に応じた空間モデルを措定した上で、規制基準のセットを組み上げようとしていること。

（3）地域制の弱点は、均質・一様・単調な市街地を産み出し、多様な用途や形式の建物・土地利用がきめ細かに混在・複合した市街地を排除しがちなところにあるが、この弱点を改善するため、条件付き許可制度の導入を提案していること。

このように、本論文は、急速な都市成長の実現が求められた時代が終わり、持続可能な質を備えた都市空間への再生、多様な要素が混合した個性的な都市空間の創出が求められている今日、新たな都市づくり・まちづくりの体制を構築することが喫緊な社会的要請となっているが、こうした新たな制度の制度設計の学術的検討のために、まことに時宜を得た有用な知見を示した論文といえる。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。